



# 宮崎県公報

平成30年11月19日(月曜日) 第3048号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 41,700円

## 目次

告示  
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1

○道路の供用の開始(3件)……………(道路保全課) 1  
○道路の占用を制限する区域の指定(2件)……( “ ) 2  
公告  
○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)…(商工政策課) 2  
○県営土地改良事業計画の策定……………(農村整備課) 3

## 告示

### 宮崎県告示第894号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年11月19日から同年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字樽水3546番地先から同郡同町同大字同字3546番地先まで	旧	21.3～40.2	8.9
				新	21.3～46.0	8.9

### 宮崎県告示第895号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年11月19日から同年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字屋茂ゲ3553番1地先から同郡	平成30年11月19日

同町同大字  
字樽水3546  
番地先まで

### 宮崎県告示第896号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年11月19日から同年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
31	県道	都城霧島公園線	都城市葦原町2337番5地先から同市同町2337番5地先まで	平成30年11月19日

### 宮崎県告示第897号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年11月19日から同年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野町権現国有林265林班な小班から同市同町権	平成30年11月19日

現国有林 2  
65林班む小  
班まで

公 告

宮崎県告示第 898号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年11月19日から同年12月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字屋茂ゲ3553番 1 地先から同郡同町同大字字樽水3546番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年12月 4 日

宮崎県告示第 899号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年11月19日から同年12月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字仁田ノ越1825番 4 地先から同郡同町南郷鬼神野同字1792番12地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年12月 4 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリモール宮崎

宮崎市源藤町東田 597番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリホールディングス 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39号

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39号

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ニトリモール宮崎

(変更後) ニトリモール宮崎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39号

未定

(変更後) 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39号

株式会社エコープみやぎ 代表取締役社長

新森雄吾

宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地 1

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山 717番地 1

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野

口実

東京都渋谷区神南 1 丁目11番 5 号

株式会社ライトオン 代表取締役 川崎純平

茨城県つくば市吾妻一丁目11番 1

株式会社 A O K I 代表取締役 諏訪健治

神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番 56号

株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 40号

株式会社ジュー 代表取締役 柚木治

山口県山口市佐山 717番地 1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県広島市西条吉行東一丁目 4 番 14号

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏

静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6

未定

4 変更の年月日

平成27年 4 月 23日

<p>5 変更する理由 大規模小売店舗の開店に伴う名称確定及びテナント決定のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年10月26日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成30年11月19日から平成31年3月19日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成30年11月19日から平成31年3月19日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>6箇所 B1区画北東側、北側、北西側、西側及び南西側(駐車場No.4)</p> <p>1箇所 B2区画北東側(駐車場No.5及び6)</p> <p>1箇所 ニトリ区画北西側(駐車場No.2)</p> <p>4 変更の年月日 平成30年10月27日</p> <p>5 変更する理由 大規模小売店舗の利便性向上・混雑緩和のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年10月26日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成30年11月19日から平成31年3月19日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成30年11月19日から平成31年3月19日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成30年11月19日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ニトリモール宮崎 宮崎市源藤町東田 597番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ニトリホールディングス 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号</p> <p>3 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) 2箇所 ニトリ区画北東側及び南東側(駐車場No.1及び2) 4箇所 A区画北西側、南西側、南側及び南東側(駐車場No.3) 6箇所 B1区画北東側、北側、北西側、西側及び南西側(駐車場No.4) 1箇所 B2区画北東側(駐車場No.5及び6) (変更後) 2箇所 ニトリ区画北東側及び南東側(駐車場No.1及び2) 4箇所 A区画北西側、南西側、南側及び南東側(駐車場No.3)</p>	<p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、祓川第1地区県営土地改良事業(高原町、農地中間管理機構関連農地整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。</p> <p>なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成30年11月19日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 平成30年11月19日から平成30年12月18日まで</p> <p>3 縦覧場所 高原町役場農村建設課内</p> <p>4 その他 この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。</p>

--	--